

# JIS

## 規格票の様式及び作成方法

JIS Z 8301 : 2019

(JSA)

令和元年 7 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高田 祥三	早稲田大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	楨 徹雄	東京都市大学
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 26.10.31 改正：令和元.7.22

官 報 掲 載 日：令和元.7.22

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 規格の目的	5
5 一般原則	6
6 主題及び規格の区分け	8
7 記述事項の表現形式	10
8 用字, 用語及び略語	14
9 数値, 量, 単位及び記号	15
10 引用・参照	19
11 名称	24
12 まえがき	26
13 序文	29
14 適用範囲	29
15 引用規格	31
16 用語及び定義	34
17 記号及び略語	39
18 測定方法及び試験方法	40
19 表示, 包装及び添付文書	44
20 附属書	45
21 参考文献一覧	47
22 箇条及び細分箇条	48
23 細別	51
24 注記	52
25 例	53
26 注	54
27 式	55
28 図	57
29 表	64
30 特許権など	70
31 商標名及び商標の使用	70
32 著作権	71
33 適合性評価	71
34 品質マネジメントシステム, 信頼性及び抜取検査	71
35 特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方	72

	ページ
36 対応国際規格を基礎にして JIS を作成する場合の特別の補足事項	72
37 追補	74
38 規格票の大きさ及び体裁	74
附属書 A (参考) 規格の作成者のためのチェックリスト	75
附属書 B (参考) 量及び単位の表記方法	78
附属書 C (参考) 国際的に標準化された項目の呼び方	81
附属書 D (規定) 目次	84
附属書 E (参考) まえがき及び序文の記載例	85
附属書 F (規定) 用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法	88
附属書 G (規定) JIS と対応国際規格との対比表の様式及び記載方法	91
附属書 H (規定) 文章の書き方並びに用字, 用語, 記述符号及び数字	94
附属書 I (規定) 追補	101
附属書 J (規定) JIS の規格票の体裁	103
参考文献	111
解 説	115

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 8301:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**注記** 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

白 紙

# 規格票の様式及び作成方法

## Rules for the layout and drafting of Japanese Industrial Standards

### 1 適用範囲

この規格は、日本産業規格（JIS）などの規格票の構成及び規格の作成方法について規定する。また、この規格は、規格に準じる文書にも適用可能である。

**注記 1** 規格に準じる文書には、我が国独自の標準仕様書（TS）及び標準報告書（TR）がある。

**注記 2** この規格は、国際規格との対比及び国際規格への提案を容易にするために、2018年に第8版として発行された **ISO/IEC Directives, Part 2** を考慮して作成した。

**注記 3** 規格の作成者のためのチェックリストを、**附属書 A** に示す。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 0001** 機械製図

**JIS B 0060** (規格群) デジタル製品技術文書情報

**JIS C 0450** 電気及び関連分野—信号指定及び接続指定

**JIS C 0617** (規格群) 電気用図記号

**JIS P 0138** 紙加工仕上寸法

**JIS X 0121** 情報処理用流れ図・プログラム網図・システム資源図記号

**JIS X 0807** 電子文献の引用法

**JIS Z 8000** (規格群) 量及び単位

**JIS Z 8000-1** 量及び単位—第1部：一般

**JIS Z 8002** 標準化及び関連活動—一般的な用語

**JIS Z 8201** 数学記号

**JIS Z 8210** 案内用図記号

**JIS Z 8313** (規格群) 製図—文字

**JIS Z 8401** 数値の丸め方

**JIS Z 8601** 標準数

**JIS Z 8617** (規格群) ダイアグラム用図記号

**JIS Z 9104** 安全標識—一般的事項

**ISO 690**, Information and documentation—Guidelines for bibliographic references and citations to information